



一般病棟入院基本料の重症度、医療・看護必要度の 1割以内の変動について

平成28年度診療報酬改定において、一般病棟7対1入院基本料における重症度、医療・看護必要度の基準が15%から25%へ変更となりました。2015年10月まで経過措置が認められていましたが、10月以降、基準である25%の重症度、医療・看護必要度を割り込んでしまう医療機関様があり、以下のようなご質問を頂きました。

■ Question

一般病棟入院基本料の重症度、医療・看護必要度において、1割以内の変動であれば、施設基準で求められる割合を割り込んでも大丈夫と聞いたことがあります。根拠を教えてください。

■ Answer

『「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」第3届出受理後の措置等』の記載が根拠となります。

届出直しの必要がないものとして限定列挙しているものに、重症度、医療・看護必要度に関連する記載があります。

1. 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。～中略～ただし、次に掲げる事項についての一時的な変動についてはこの限りではない。

(5) 算定要件中の該当患者の割合については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。

※ この当該患者の割合に含まれないものとしては、平成26年度診療報酬改定疑義解釈(その7) 問2において、「自宅等退院患者割合」はこれに含まれないとあります。

株式会社ユアーズブレン 医療経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせは…TEL : 082-243-7331 e-mail : info@yb-satellite.co.jp 担当 : 大迫